

## 個別注記表

### . 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

工具・器具・備品……………定率法

耐用年数は4年から10年であります。

##### (2)無形固定資産

ソフトウェア……………定額法

耐用年数は社内における利用可能期間(5年)であります。

#### 2. 引当金の計上基準

##### (1)貸倒引当金

売掛金等の貸倒による損失に備える為、一般債権につきましては、貸倒実績率と法人税法上の法定繰入率のいずれか高い方を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 3. 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

#### 4. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。

なお、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算にあたり適用した法定実効税率は34.59%であります。

### . 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,711,244円

### . 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 2,000株

### . 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産・負債の発生原因別内訳

項 目 名

未払事業税 7,679,672円

減価償却超過額 1円

資産除去債務	368,037円
一括償却資産損金算入限度超過額	232,042円
【繰延税金資産小計】	8,279,752円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	0円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	0円
【評価性引当額小計】	0円
【繰延税金資産合計】	8,279,752円
【繰延税金負債合計】	0円
【繰延税金資産(負債)の純額】	8,279,752円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な

### 項目別の内訳

項目名	
法定実効税率	34.59%
(調整)	
住民税均等割	0.05%
前期末と当期の法定実効税率の差異	0.00%
その他	-0.26%
税効果会計適用後の法人税等	34.37%

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については短期的な預金に限定しております。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	1,964,586,908	1,964,586,908	0
売掛金	57,816,498		
貸倒引当金	346,898		
	57,469,600	57,469,600	0
買掛金	7,370,000	7,370,000	0
未払金	30,937,528	30,937,528	0

(注) 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 時価を見積もることが極めて困難と認められる金融商品

(円)

区 分	貸借対照表計上額
保 証 金	5,372,081

市場価値がなく、将来キャッシュフローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれるため、時価を見積もることが極めて困難と認められることから、時価の算定をしておりません。

. 関連当事者に関する注記

(円)

属性	名称	議決権等の 所有又は被 所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
			役員の兼任 状況等	事業上の 関係				
主要株主	ユーシー カード株式 会社	被所有14%	役員兼任1名 出向職員1名	当社サー ビスの販 売	売上高	34,663,508	売掛金	3,153,453

(注1)当社サービスの販売価格は、市場価格、当社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

. 一株当たりの情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、964,459.30円であります。
2. 一株当たり当期純利益は、125,475.16円であります。

. 追加情報

令和3年9月13日の取締役会にて、令和4年7月1日に各参加会社がMastercardネットワークへ移行することを決議いたしました。

その後各株主や関係会社と事業停止に向けた検討・調整を実施し、支障をきたすような問題は特になかったため、令和4年1月21日の取締役会にて当社事業の停止を決議いたしました。

上記決議を受け、各株主への取締役会決議内容の報告ならびに参加会社全社へ業務受託終了の意思を書面通知し、参加会社全社が令和4年7月の移行に向けシステム対応を進めていることを確認の上、問題なく移行が行われた場合に当社業務の終了を迎える令和4年8月の末日をもって当社業務も停止(MJ精算システムの使用を停止)する

ことを令和4年3月23日の取締役会にて決議いたしました。

但し、以下事象が発生した場合には、事業停止日を見直すこととしております。

- ・Mastercardにて移行延期を決定した場合
- ・Mastercadネットワークへの移行において不測の事態が生じた場合

以 上